



海外の方が撮影したスキージャンプ台です。

目次

1	養護者による高齢者虐待 対応について	2 ~ 4
2	新人社会福祉士の紹介	5
3	ベテラン社会福祉士の視点	6 ~ 7
4	地区支部からのお知らせ	8 ~ 9
5	ブレイクタイム (ナンプレ④) 事務局からのお知らせ	10 10

— 会員の動向 (12月31日現在) —

- 総会員数 1,844名
- 入会率 15.59%
- 新入会員数 (転入含) 88名 (累計)
- 退会員数 (転出含) 23名 (累計)

発行人 出町 勇人
 発行所 事務局
 編集 企画総務委員会
 (委員長 網渕 美穂)

— 会員の皆様へ —

LINE公式アカウント (HLINE@)、
公式Facebook未登録の方は
ぜひご登録ください。



LINE公式アカウント
(HLINE@)



公式Facebook (フェイスブック)
(<https://www.facebook.com/hokkaidocsw/>)



〒060-0002
 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階
 TEL.011-213-1313 FAX 011-213-1314
 メールアドレス info@hokkaido-csw.or.jp



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、
より多くの人に見やすく読みまちがえにくい
デザインの文字を採用しています。

【養護者による高齢者虐待対応について】

公益社団法人北海道社会福祉士会

副会長 今井 敦

高齢者の虐待においては、平成18年に施行された、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法という）」に基づき、その対応を行っていくこととなりますが、厚生労働省の調査結果によると、令和元年度、養護者による高齢者虐待と判断された件数は16,928件となっており、平成18年度と比較すると4,359件の増加となっています。

私たち社会福祉士は、利用者の権利を擁護する専門職としての活動も求められることから、日頃の業務の中で虐待防止のための普及啓発、市町村や地域住民、関係機関とのネットワーク構築に努め、万が一、高齢者虐待が発生した場合も市町村と連携しながら適切な対応を行っていく必要がありますが、実践の現場においては、相談件数の増加とともに相談内容も多岐にわたることや虐待の判断基準が曖昧になる場面も多く、対応に苦慮している現状もあることと思います。

このような状況もあることから、今回、平成23年に日本社会福祉士会が発行（中央法規出版株式会社）した「養護者による高齢者虐待対応の手引き」や厚生労働省老健局発行の「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」に基づき、高齢者虐待対応の基本的な考え方や通報から終結までの流れを会員の皆様と振り返り、併せて北海道社会福祉士会の高齢者虐待に関する主な取り組みについて紹介します。

1 高齢者及び養護者の捉え方

(1) 高齢者

65歳以上の方と定義されていますが、65歳未満の方であっても高齢者虐待防止法の趣旨に則り、高齢者に準じて対応することが重要とされています。

(2) 養護者

高齢者の日常生活において何らかの世話をする人、つまり「現に養護する方」となっており、同居の有無は問わず、例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」となり得ると考えられています。

2 高齢者虐待の定義と類型

身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つの類型で定義されています。今回は具体的な例や行為については省略しますが、広義の意味で高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命や、健康、生活が損なわれるような状態におかれること」と捉えた上で、その対象となる行為について規定していることから、高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、対応を行っていく必要があるとされています。

このことから、「セルフネグレクト」については、前述した虐待の5つの類型には

該当しませんが、高齢者の権利利益が客観的に侵害されていることには変わりがないため、同様に高齢者虐待に準じた対応が必要とされています。

なお、「養護者による高齢者虐待」と定義されておりますが、「経済的虐待」については「養護者又は高齢者の親族」と規定しているため、養護していない親族が経済的虐待をしていれば、高齢者虐待防止法の適用となることに留意が必要です。

3 高齢者虐待の対応の流れ

高齢者の虐待対応は「初動期段階」「対応段階」「終結段階」の3つの段階で整理されており、段階ごとの目的や対応の流れを理解し、組織的に対応することが重要です。

※フロー図を参照

(1)初動期段階

高齢者の生命や身体安全確保が目的となります。

相談・通報・届出の受け付け（以下、通報受理という。）からコアメンバー会議で「虐待の有無」と「緊急性の判断」を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行われた一連の対応の評価を行うまでの流れとなります。

(2)対応段階

高齢者の生命・身体安全確保を常に意識しながら、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送る環境を整えるために必要な対応を行うことが目的となります。

虐待と認定した事例に対し、

- 1) 情報収集と虐待発生要因・課題の整理
- 2) 虐待対応計画（案）の作成
- 3) 虐待対応ケース会議（虐待対応計画案の協議・決定）
- 4) 計画の実施

5) 対応段階の評価会議の開催
といった流れになります。

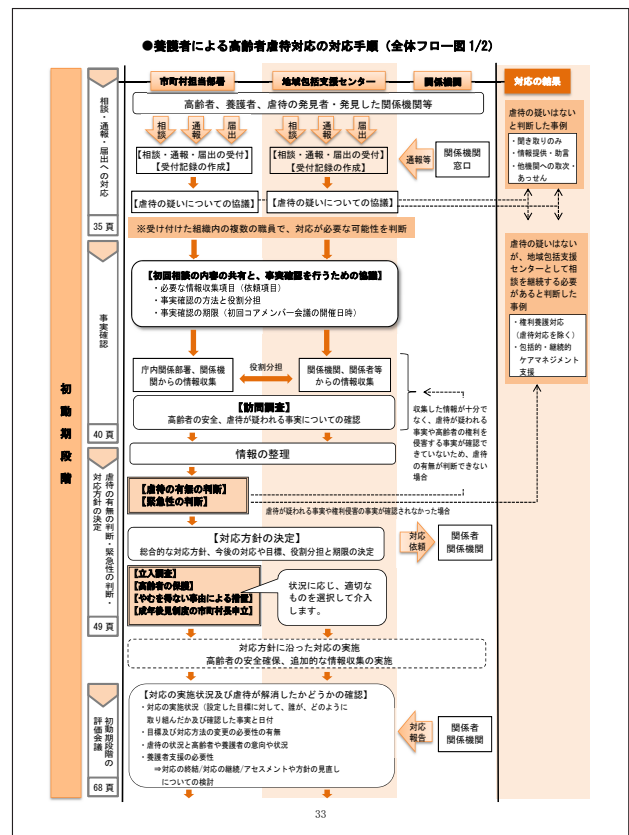
評価会議において、「虐待が解消していない」と判断された場合は、1)に戻り、対応を継続します。

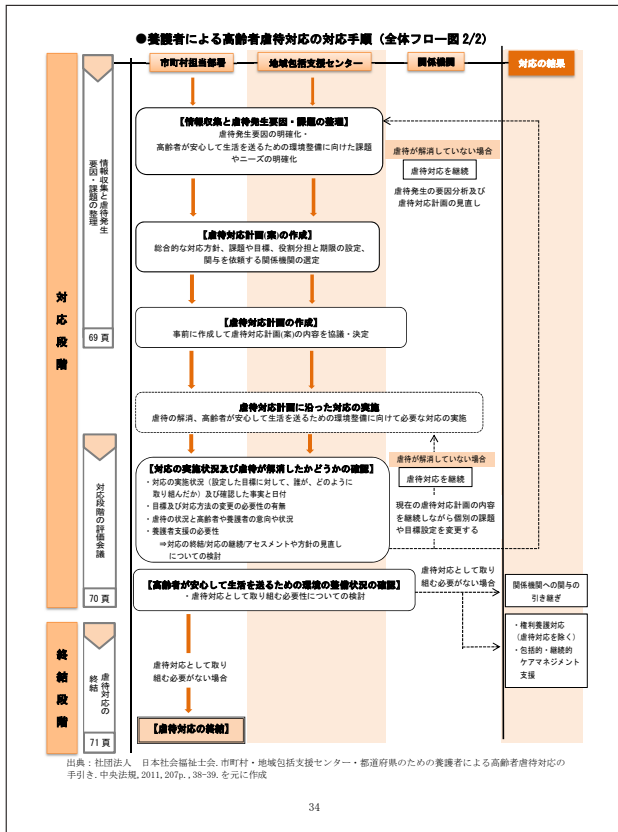
(3)終結段階

「虐待が解消されたこと」「高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」が確認できたことが終結の要件となります。

虐待の終結の判断に際しては、評価会議で判断します。

「終結」とはあくまでも「虐待対応としての終結」であり、必ずしも当該高齢者や家族との関りが終了することではないため、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行して、対応や支援を継続していきます。





出典：厚生労働省／市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月改訂）／本編Ⅱ p33-34
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00001.html

4 北海道社会福祉士会の主な取り組み

(1)研修会の開催

2021年度（令和3年度）は9月にサービス事業所職員を対象にした、「虐待防止研修会」、1月に行政・地域包括支援センター職員を対象にした「高齢者虐待対応研修会」を開催しました。

また、次年度については、新型コロナウイルスの状況にもよりますが、2019年度まで開催していた、「高齢者虐待対応標準研修」（3日間）の実施について、検討したいと考えています。

(2)高齢者虐待対応専門職チームの運営

高齢者虐待対応専門職チームは協定を締結している北海道弁護士連合会と北海道社会福祉士会（事務局は北海道社会

福祉士会）が市町村との契約に基づいた依頼により、弁護士・社会福祉士が虐待対応における会議や研修会等の場に参加し、専門職としての視点から、様々な助言（提案）を行うチームです。

会議や研修の場でのチームとしての社会福祉士の主な役割としては市町村・地域包括支援センターが高齢者虐待対応の初動期段階から終結段階までの各段階において適切な対応を行うための判断に関し、求められた事項に対して福祉的（ソーシャルワーク）視点から助言を行うことが目的となります。

また、年に1回は、専門職チームの登録員を対象にした研修会や意見交換などを実施しています。

養護者による高齢者虐待対応については、地域包括支援センター支援委員会が担当しているため、各地区支部の地域包括支援センター支援委員にご相談下さい。

【参考】

- ・市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省老健局)
- ・「養護者による高齢者虐待対応の手引き」(日本社会福祉士会)
- ・高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会資料



【新人社会福祉士の紹介】①

氏名：三尾 浩一（43歳）

所属：道央地区支部

法務省札幌矯正管区

更生支援企画課



2003年に少年院の法務教官として採用され、少年を含めた罪を犯した人たちに対する矯正教育や社会復帰支援等の司法福祉分野に関する業務を行っています。2016年に再犯防止推進法が施行されると、国と地方公共団体や民間団体と連携した更生支援・再犯防止の取組が各地で推進されるようになりました。これまで直接的な関わりの少なかった関係機関の皆様との連携が進むにつれ、各地域の様々な制度を知らなければ、十分な意見交換ができないことを痛感するようになりました。

このような中、2018年度から刑務官や法務教官等の職務経験は、「相談援助実務」として認められるようになったため、地域の制度を学ぶことができ、社会福祉士の資格も取得できる一石二鳥のチャンスだと思い、日本福祉大学通信教育部に入学して社会福祉士の資格を取得し、早速、本会に入会をさせていただきました。

社会福祉士として、まだまだ未熟ではありますが、様々な分野・機関の皆様から多くのことを学ぶことができる「場」である本会の研修等へ積極的に参加し、日々の実践の中で経験を積み重ね、福祉の専門職としての役割を担うことができるよう、精進してまいりたいと思います。

【新人社会福祉士の紹介】②

氏名：船山 苑佳

(30代後半)

所属：日胆地区支部

苫小牧市役所介護福祉課



私は福祉系ではない4年制大学に通っていましたが、就職活動中に常に思っていたことが「就職したくない」でした。一般企業に勤め、キャリアを積み、年老いていく自分がまったくしっくりこなかったからです。両親の理解もあり、大学卒業後は3年ほど人生を考える時間を得ることができました。人生を考える時間と言えば聞こえが良いですが、フラフラと好きなことをし、アルバイトに明け暮れる毎日でした。今思えば、3年もの時間を側で見守ってくれた両親には感謝の言葉しかありません。そんな貴重な時間を過ごす中で見つけたことが福祉の仕事でした。身内が介護を必要とする状態になり、わからない中で一生懸命介護をしていると、自然にこれなら仕事として愛せるかもしれないと思うようになりました。まさにその気持ちは的中し、今に至っています。

社会福祉士は2020年に取得しました。今は行政職員として働いています。自分自身、ソーシャルワーカーは何者であり、何ができるのかを明確にすっきりと説明できるまでには至っていませんが、誰にでもわかりやすく説明できるようになることを目標に日々頑張っています。

【ベテラン社会福祉士の視点】①

「年数だけ経ってしまい…」

氏名：貞森 俊宏

所属：道北地区支部

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会
(旭川市から派遣)

「ベテラン社会福祉士の視点」の原稿を書いてほしいと依頼があった時、正直なところ、諸先輩方に比べると、これまで人様に語れるような実践もできていないと自分で感じているため、どうしたものか逡巡しました。ですが、改めて考えてみると、平成9年に社会福祉士資格を取得してからもう25年になろうとしていることに気づき、年数だけはベテランみたいになってしまっていますので、つたない文章ですが書き綴ってみたいと思います。

社会福祉士資格を取得してからおよそ25年と書きましたが、この年数は、私が大学を卒業して、勤めてきた年数と同じです。大学卒業時の社会福祉士国家試験でなんとか合格し、また幸いにも旭川市役所に採用され、以降、市職員として働いてきました。採用された当時、社会福祉士に対する一般の方の認知度は「社会福祉士って何？それおいしいの？」というような程度であり、さらには、介護保険制度すら導入前の、福祉制度といたら措置制度といたった時代でした。

市役所に採用になったとはいえ、まだ社会福祉士の認知度は圧倒的に低い時代、福祉職採用などあるはずもなく、事務職での採用でした。

最初に、旭川市つつじ学園（当時精神薄弱者更生施設→知的障害者更生施設→現障害者支援施設）に指導員として配属、4年後に障害福祉課に異動となり、その8年後に介護高齢課（現長寿社会課）に異動、9年後にこども育成課、そして昨年春に、福祉保険課に異動となった上で旭川市社会福祉協議会に派遣となり、現在に至っています。

ほぼ福祉系の部署への配属ですが、施設入所の相談受付など一部相談業務はあったりしたものの、あくまでも位置づけは事務職であり事務仕事が多かったため、社会福祉士としての実践は決して多くないと自分では感じています。

とはいえ、諸先輩方のありがたいお誘いをいただき、勤めはじめて2年後に社会福祉士会に入会しました。社会福祉士会の様々な研修を受講したり、幅広い福祉分野の専門職の方々と交流したり、諸先輩方からいろいろとご指導いただいたりなど、普段の仕事の時と全く違う刺激を受けることで、ともすると普段忘れがちになってしまいうような社会福祉士としての意識を保つことができました。

このような年数ばかり長くて乏しい経験ですが、そんな中から感じたことを、いくつか挙げたいと思います。

まず、各種制度や社会情勢は日々変化しており、得ていた知識はすぐ古くなってしまいます。大の勉強嫌いを自認している私ですが、特に、生活課題の解決には福祉制度以外にも様々なサービスの活用が必要となることもあるため、いろいろなところにアンテナを張って情報をキャッチし続けることの重要性を日々の業務でたびたび実感します。

そして、日頃から他の様々な職域の方とのつながりを作っておくことで、自分の持ち合わせている資源では対応できないようなケースでも、適切につないでいきやすくなるということを感じます。私のつながりの大半は社会福祉士会での活動や研修などの機会で作らせていただいたものです。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか対面での交流が難しい状況ですが、何らかの形でつながりを維持していくのが大事なのではないかと思います。

つれづれなるままに、あまり参考にならない文章になってしまったかもしれませんが、お付き合いいただきましてありがとうございます。

【ベテラン社会福祉士の視点】②

「障がい支援現場から一古参会員の眩き」

氏名：串崎 聡

所属：オホーツク地区支部

社会福祉法人 川里の里

グループホーム支援課 支援課長

北見地域基幹相談支援センター

ささえーる センター長

大学で福祉を学び卒業論の中で、福祉士制度創設の必要を訴えた記憶が蘇ります。以後、障がい者支援に関わり35年。制度が創設されても、東京の通信しか門がなく、札幌での開講を待ち挑戦し1996年に合格し、それからやや遅れ、加入が当然という自然の流れで本会にも加わりました。

6000番弱という登録が示すように、まだ福祉士が少ない時代であり、「何様なの？使えないよね！」等の陰口に（私だけ？）職場で晒さる時代でもあったのは、皆さんが活躍中の現在では想像出来ないかもしれませんが、絶対にこの資格は将来、社会の中できちんと認知され、必要とされる日が来ると信じ、業務に励みました。

当時、道東全域でも福祉士は少数という時代でもあり、まだ歴史の浅い支部活動において、柄にもなく役職に就き、道東三地区の仲間達と手を携え、研修や啓蒙活動に熱中していた当時が懐かしく思います。

そんな私も最近では業務多忙を理由に、暫く会の活動と距離を置き、会費だけのダメ会員と化していましたが、会報で拝見する会の熱心な活動や研修の様子はまぶしく、自分が恥ずかしくなるばかりでした。

今も障がい者支援の現場一筋で日々追わ



れる私ですが、この間に私達の現場でも本会の存在に助けられた場面が多々ありましたので、この場で一例を紹介いたします。

ある利用者様の人生最期に向かったの成年後見の利用ですが、私自身は養成研修未受講でいざ必要な場面に何もできない現実と直面しました。後に裁判所から「ばあとなあ北海道」の方を後見人に選任したとの通知を受けた時の安心感、そして誠心誠意に活動して頂き、その利用者様に幸せに人生の最期を迎えさせてあげられた事に対する感謝は今も忘れられず、また改めて本会の存在の再認識にも繋がりました。

この例を含め、計画相談等の広がりも相乗し、障がい者福祉の分野においても年々、社会福祉士の活躍の場面は拡大傾向で、その存在に対する認知・期待感・ニーズも一定程度は定着して来たと思います。

ただ足元の本会の活動を見ると、あくまで私感ですが、研修内容一つ見ても会員が多めの介護等は盛んですが、障がい関連はまだ少し熱量が弱い感じも受けています。

基幹相談支援センターの長を任され、相談の場に復帰し、若い社会福祉士を預かる立場にもなりました。今後の時代を担う彼らの為にも、古参でまだ一線の私達の責任かもしれませんが、もっと障がい分野からも積極的に発信し、現場・時代に即し実践・多層的に、更に本会が発展して行く事を願うこの眩きと共に、エールを送ります。

【地区支部からのお知らせ】

【道央地区支部】

○今後の研修会

【会員サロン】

3月5日(土) 10時～12時

札幌市社会福祉総合センター

「今、放課後等デイサービスの現場では一
児童養護施設からの立ち上げ」

講師：合同会社アッサンブラージュ

代表 石塚 晶子 氏

【社会福祉セミナー】

3月26日(土) 9時30分～11時

札幌市社会福祉総合センター

「寄り添う支援—専門職として人々の生活
困難にどう向き合うか—」

講師：立教大学コミュニティ福祉学部

教授 木下 武徳 氏

詳しくは、道央地区支部ホームページを
ご覧いただき、お申込み、ご参加ください。

【道北地区支部】

道北地区支部では、今年度に入ってから
各種研修・勉強会等をオンラインで実施し
てきています。12月には、「地域包括支援セ
ンター支援委員会」や北海道高齢者虐待対
応専門職チームなどについてを話題とした
Web勉強会・意見交換会や地域包括支援
センター職員評価シート研修、上川北部ブ
ロック研修などを、オンラインにて実施い
たしました。

【道南地区支部】

道南地区支部では、12月15日(水)定例学
習会を集合・オンライン（Zoom）のハイ
ブリッド型にて行いました。学習会では、
法テラス函館法律事務所 阿比留真由美弁
護士を講師に「介護現場におけるハラスメ
ント対策+職場におけるハラスメント」と
題し、介護現場における当事者やその家族
からのハラスメント行為への対策や職場や
組織におけるハラスメント行為の法的責任
等、法律的な側面から講義いただきました。
その後の質疑応答では、この問題に興味・
関心を持つ多くの参加者から活発な質問や
意見が出されました。クライアントのみ
ならず、自身や同僚をも含む権利擁護の視
点からもハラスメント行為には毅然と応じ
る必要が確認された一方で、社会福祉士
として、さまざまな障がい特性などの理
解についてもこの問題と切り離せないとし
る意見も出されました。

ハイブリッド型の学習会は初めてである
たったため、不慣れな点が多く、至らな
い部分もありましたが、その点を反省し、
今後も会員の皆さまが参加しやすい研修
会を企画してまいります。

【日胆地区支部】

12月17日に地域包括支援センター自己
評価研修を開催し、集合とオンラインのハ
イブリット形式で開催を行っています。今
後はハイブリット形式での研修会につい
ても取り入れていく一方、Zoomなどのオン

ラインツールに不慣れな方も多くいる為、研修形式は今後も役員で検討しながら会員の皆様が参加しやすい形式で開催を進めてまいります。

また、年度内に社会福祉士セミナーや多職種連携に向けた研修を企画しておりますので、詳細が決まり次第お知らせいたします。

【十勝地区支部】

12月17日に2回目となるソーシャルワークカフェを開催。「その支援誰がするの～司法との連携を考える」をテーマに10名を超える参加者で意見交換を行いました。

1月14日、成年後見部会フォローアップ研修+新年会（オンライン）を開催し19名が参加。講師に日本社会福祉士会副会長の中島康晴氏をお招きし「権利擁護の将来像」をテーマに講演いただき、その後、参加者で情報交換を行いました。

ソーシャルワークカフェ（オンライン）はアットホームな雰囲気の中、気軽に語れる場づくりとなっていますので、継続して取り組んでいきたいと考えています。

【オホーツク地区支部】

12月4日に道東社会福祉士のつどいとして、重層的支援体制整備事業について、実践を交えて学ぶ機会を作っています。意見交換を行うこともでき、大変実りある研修となりました。

また、12月19日には「意思決定支援を考える」をテーマに、全国権利擁護支援ネッ

トワーク代表の佐藤彰一氏を迎えて、会員学習会を開催しています。参加者は53名と、多数のご参加をいただきました。

今後の研修の予定としては、高齢者虐待対応ソーシャルワーク研修を令和4年2月22日に企画しています。また、令和4年3月5日に、権利擁護セミナーとして、名寄市立大学の宮内教授にご講演をいただくこととなっております。参加を希望される方は、地区支部までご確認ください。

会員学習会についても企画しておりますので、詳細が決まり次第お知らせいたします。

【釧根地区支部】

12月11日に「高齢者虐待研修」(評価シート研修)をZoom開催しました。

今回は「各分野における虐待対応事例に学ぶ」をテーマに高齢、障がい、児童の各分野における虐待対応の取り組み報告がありました。

さまざまな視点から「虐待そのものにどう向き合うか」を参加者みんなと一緒に考え学ぶことができました。

釧根地区支部では、北海道ケアラー支援条例（仮称）素案（パブリックコメント）に意見の提出をしています。



【ブレイクタイム (ナンプレ④)】

空いているマスに1～9の数字を埋め、A～Cに入る数字を当てはめ、福祉に関する年号を教えてください。答えを応募していただくと、正解した会員の中から3名の方に景品をプレゼントします。

5			A		6		C	
6	2	1	7		4	5		9
	7		5	3		6	2	1
7	8	4	3			2	1	6
2		6	8		7	3		5
3	9	5			2	8	4	7
9	5	3		2	1		7	
1		2	4		8	9	5	3
			9				B	2

【ルール】

- ・タテ、ヨコ、3×3の小さなマス内に1～9の数字が入ります。
- ・タテ1列、ヨコ1列には、同じ数字が入りません。
- ・3×3の小さなマスにも同じ数字は入りません。

【答え】

A 0 0 B 年 (平成1 C 年)

ヒント

高齢者虐待防止法

【応募方法】

件名を「ナンプレ懸賞について」とし、本文に①氏名 ②会員番号 ③答え ④本誌の感想などを入力し、3月18日(金)までに下記メールアドレスへ応募してください。

抽選で3名様に、3千円相当の景品が当たります。

回答及び当選者は次号に掲載します。

(懸賞応募先メールアドレス info@hokkaido-csw.or.jp)



【前号の答え】 = 1968年

※国連が定めた国際年のひとつ。第18回国連総会において世界人権宣言採択20周年にあたる1968年を国際人権年と指定しました。

【前号の当選者】

本山理絵さん (道央支部)、鈴木卓也さん (オホーツク支部)、
鎌田さやかさん (釧根支部)

以上の3名でした。おめでとうございます!



【事務局からのお知らせ】

2022年度の年会費の引き落としは、4月27日(水)となります。
口座残高の確認をお願いいたします。